

河川保全区域内で工作物を設置等する場合は**事前の許可**が必要です！

「河川保全区域」の申請手続きのお願い

身近にある堤防は、洪水の時、皆さんの生命と財産を守る大切なものです。

その堤防を守るために、法律で一定の区域（河川保全区域）を決め、その区域内の行為については、河川法の許可が必要となります。

許可が
必要です！

河川保全区域内において

- ①土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- ②工作物の新築又は改築

手続きは、最寄りの**出張所**までお問い合わせ、ご相談ください。

河川保全区域とは

河川保全区域とは、堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止する**河川管理施設や河岸を守る大切な区域**です。

堤防や護岸などに隣接する土地が掘削されたり、重量建築物や漏水の恐れのあるものが設置されると、河川管理施設や河岸の保全に支障となることがあります。

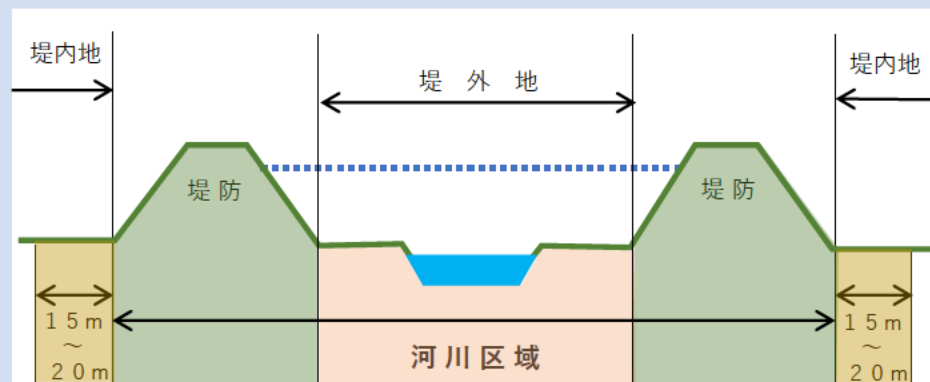
そこで、たとえ個人の土地であっても行為制限をする必要があります。

その制限規制は、**河川法第55条第1項**で決められています。

河川法第55条第1項

河川保全区域内においては、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為についてはこの限りでない。

- (1) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- (2) 工作物の新築又は改築



河川保全区域

河川保全区域

※河川保全区域の幅は、河川または県により異なることから、出張所でご確認ください。

河川の上流から**下流**に向かい、右側の河岸を**右岸**、左側の河岸を**左岸**と呼びます。

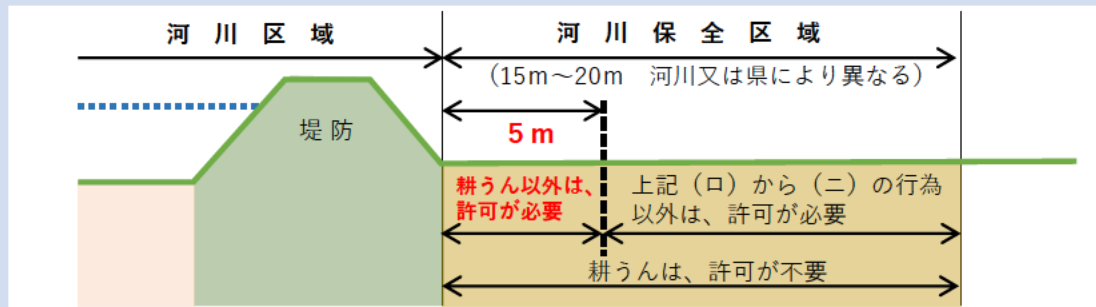
土地の掘削、盛土、切土等の形状変更や工作物の新築、改築などで
申請を必要としない

政令で定める行為とは・・・

〔政令：河川法施行令第34条〕

ただし、これらの行為のうちであっても**耕うんを除いて**河川管理施設の敷地から**5m以内**で行われるものについては**許可が必要**です。

- (イ) 耕うん
- (ロ) 堤内の土地における地表から**高さ3m以内の盛土**（堤防に沿って行う盛土で**堤防に沿う部分の長さが20m以上のものは除きます。**）
- (ハ) 堤内の土地における地表から**深さ1m以内の土地の掘削又は切土**
- (ニ) 堤内の土地における**工作物**（コンクリート造、石造、れんが造等の**堅固なもの**及び貯水池、水槽、井戸等**水が浸透する恐れのあるものを除く**）の**新築または改築**



該当する工作物は、木造、プレハブ、軽量鉄骨、ブロック造等の堅固でないものです。

詳しくは、下記の出張所までお問い合わせ、ご相談ください。（各出張所管理区間は利根川上流河川事務所HP参照）

八斗島出張所	〒372-0827	群馬県伊勢崎市八斗島町乙913 TEL 0270-32-0168	FAX 0270-32-0536
川俣出張所	〒348-0051	埼玉県羽生市本川俣840 TEL 048-563-1992	FAX 048-563-1993
大利根出張所	〒349-1153	埼玉県加須市新川通700-6 TEL 0480-72-8360	FAX 0480-72-8363
目吹出張所	〒278-0001	千葉県野田市目吹字二ツ塚1482 TEL 04-7122-3014	FAX 04-7124-1901
守谷出張所	〒302-0116	茨城県守谷市大柏355-7 TEL 0297-48-2441	FAX 0297-48-1969
古河出張所	〒306-0036	茨城県古河市桜町4-8 TEL 0280-22-0487	FAX 0280-22-1287
渡良瀬遊水池出張所	〒349-1203	埼玉県加須市柏戸字宮345 TEL 0280-62-2420	FAX 0280-62-3154

国土交通省 関東地方整備局
 利根川上流河川事務所 占用調整課

〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北二丁目19-1
 TEL 0480-52-3960 FAX 0480-52-7883